

平成 27 年 6 月 12 日

関東運輸局長 殿

住 所	横浜市中区北仲通 2 丁目 14 番地
氏名又は名称	シティアクセス株式会社
代表者名	取締役社長 藤木 幸二
連絡先電話番号	045 (621) 1315
連絡先ファクス	045 (621) 1332
申請担当者名	原 賢



一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書
(営業区域の「臨時」の拡大)

このたび、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画の変更をしたいので、道路運送法第 15 条第 1 項及び同法施行規則第 14 条の規定により申請します。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住 所 横浜市中区北仲通 2 丁目 14 番地
氏名又は名称 シティアkses株式会社
代表者名 藤木 幸二
- 2 事業の種別
一般貸切旅客自動車運送事業
- 3 変更しようとする事項
営業区域 新 神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県
旧 神奈川県
- 4 運輸上必要である理由
訪日外国人旅行者の増加に伴い、関東運輸局管内及び隣接県の各営業区域内における貸切バスの供給力の不足が見込まれることから、臨時的に営業区域の拡大を行う必要であるため。
- 5 期間
平成27年6月16日から平成27年9月30日まで
- 6 適用する運賃及び料金 (臨時区域の設定に応じて該当する□にチェックすること)
 既に届出済みの運賃及び料金 (適用臨時営業区域：関東運輸局管内全域のみ設定する場合)
 運賃及び料金設定届出書のとおり (適用臨時営業区域：関東運輸局管内に営業所が所在する県の隣接府県を設定する場合、この場合別途運賃及び料金設定届出が必要になります)
- 7 添付書類
運行管理等計画書

(官庁使用欄)

認 可 書

関自旅一第 365 号

以下の条件を付し、上記申請のとおり認可する。

条件

- 1 取扱旅客は、訪日外国人旅行者に限る。
- 2 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ届け出ること。
- 3 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効 (以下「認定の取消等」という。) があった場合には、認定の取消等の後 1 ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画の変更認可申請をしなければならない。
- 4 この認可に係る輸送実績報告書の提出を行い、また、臨時に求められた場合には直ちに報告を行うこと。
- 5 この認可は、平成 27 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。

平成 27 年 6 月 16 日

関東運輸局長

